

改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会開催要綱

1 趣旨・目的

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）による改正後の旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条の5第2項、第4条の2及び第5条等に関して、政省令及び指針の策定に向けた検討を行うため、本検討会を開催する。

2 検討事項

法第3条の5第2項、第4条の2及び第5条等に関する政省令及び指針の内容

3 構成等

- (1) 本検討会の構成員は別紙のとおりとし、構成員の互選により選出した座長を1名置く。
- (2) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (3) 座長に事故が生じた場合は、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 構成員は、その申出により、構成員が指名する者を代理で出席させることができる。
- (5) 本検討会は、必要に応じ、構成員以外の者の意見を求めることができる。その際、座長は、必要があると認めるときは、検討会の下に意見聴取のためのワーキンググループを設けることができる。

4 運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省健康・生活衛生局長が開催する。
- (2) 本検討会は、原則公開とし、会議資料及び議事録も、後日厚生労働省ホームページで公開する。ただし、座長が非公開とすることが必要であると認める場合は、非公開である旨及びその理由を公開し、会議終了後、可能な範囲で会議資料及び議事要旨を公開する。
- (3) 本検討会の庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課が行う。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は、座長が検討会の了承を得て決定するものとする。

改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会 構成員名簿

阿 部 一 彦	日本障害フォーラム（JDF） 代表
石 原 健	一般財団法人日本ホテル教育センター 研究員 ／ホスピタリティ教育研究会 会長
遠 藤 弘 良	聖路加国際大学 名誉教授
越 智 良 典	東洋大学国際観光学部国際観光学科 客員教授 ／一般社団法人日本旅行業協会 アドバイザー
尾 上 浩 二	認定 NPO 法人 DPI（障害者インターナショナル）日本会議 副議長
掛 江 浩 一 郎	一般社団法人日本ホテル協会 専務理事
釜 范 敏	公益社団法人日本医師会 常任理事
亀 岡 勇 紀	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 専務理事
國 分 守	福島県保健福祉部 部長／衛生部長会 会員
坂 元 茂 樹	公益財団法人人権教育啓発推進センター 理事長
櫻 田 あすか	サービス・ツーリズム産業労働組合連合会 会長
清 水 翳 能	一般社団法人全日本ホテル連盟 会長
◎ 玉 井 和 博	立教大学観光研究所 特任研究員
徳 田 靖 之	ハンセン病訴訟弁護団
中 澤 よう子	神奈川県予防医学協会集団検診センター 副所長
永 山 久 德	一般社団法人日本旅館協会政策委員会 委員長 ／新型コロナウイルス対策本部 副本部長
藤 田 利 枝	長崎県県央兼壱岐保健所 所長／全国保健所長会 副会長
増 田 悅 子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長
三 浦 雅 生	五木田・三浦法律事務所銀座オフィス 所長弁護士

(五十音順、敬称略)

※ ◎は座長